

平成19年度 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）産地づくり計画書

岡額地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、岡崎市、幸田町とする。

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等

（畦畔、はぎ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）

7月31日現在において、かい廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

「水稻生産実施計画書 兼 水稻共済細目書異動申告票 兼 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等営農計画書（助成金申請書）」（以下「営農計画書」という。）により確認。営農計画書の記載内容については現地の作付状況を確認。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第三課から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

同一年度内に、同一の交付対象者が同一ほ場において複数の用途の種類に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合、重複して交付を受けることができるものとする。ただし、いずれの場合においても、重複して交付を受けることができない要件については、その用途の用途ごとに記載のとおりとする。

(6) その他の共通事項

ア 助成対象者

生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者。ただし、岡崎市、幸田町に在住する者であって全く水田を所有していない等の理由により、生産目標数量の配分を受けていない、または、集荷円滑化対策にかかる拠出を行う必要がないと認められる者については、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者とみなす。

作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者等であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、助成対象者となり得る。

同様に、集荷円滑化対策の拠出を行っていない農業者等であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）を行っていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領第1の2のただし書きの規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合、助成対象者となり得

る。

イ 本協議会の区域外にある水田の取扱

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、当該水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は、当該水田は助成対象から除外するものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協 議会から の配分額	活 用 額				
			産地づくり 事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改 革促進事 業	担い手集積 加算事業
				稲作構造改革 促進事業分	担い手集積加 算事業分		
産地づくり交付金		474,495,000	474,495,000				
稲作構造 改革促 進交付 金	基本部分	21,686,000		0		21,686,000	0
	担い手集 積加算	3,100,000			3,100,000		0
計		499,281,000	474,495,000	0	3,100,000	21,686,000	0

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：h a、円、助成単価：円／10a)

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の使 途の名称	助成対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払 時期	備考	
			産地づくり 事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改 革促進事 業					担い手集積 加算事業
				基本部分から の活用額	担い手集積加 算からの活 用額						
331	転作物作付 助成 (利用 集積助 成)	岡崎 644.2ha 幸田 195.0ha	180,376 千円 54,600 千円	0 0	0 0		234,976 千円	28,000 円	3月	麦・大豆・そば・ 飼料作物	
711	転作物作付 助成 (振興 作物等 作付け 助成)	岡崎 47.3ha 幸田 4.7ha 岡崎 54.0ha 岡崎 0.5ha 幸田 0.5ha	4,730 千円 470 千円 2,700 千円 250 千円 250 千円	0 0 0 0 0	0 0 0 0		8,400 千円	10,000 円 5,000 円 5,000 円	3月	振興作物等 部会組織の振興 作物	
G41	作業受 委託助 成 (麦・大 豆・飼料 作物・ そば作 業賃助 成)	岡崎 687.0ha 幸田 195.0ha 岡崎 530.0ha 幸田 140.0ha	79,340 千円 23,400 千円 15,900 千円 4,200 千円	0 0 0 0	3,100 千円 0 0		125,940 千円	12,000 円 3,000 円	3月	麦・大豆・そば・ 飼料作物 大豆作付奨励 (岡崎・幸田)	

7 1 1	転作作物作付助成 (利用集積形成対策加算)	幸田 185.0 ha	5,550 千円	0	0		5,550 千円	3,000 円	3月	麦・大豆・飼料作物
F 9 1	高品質化等助成 (病虫害防除対策助成)	岡崎 640.0ha 幸田 180.0ha 岡崎 530.0ha 幸田 140.0ha 岡崎 530.0ha 幸田 140.0ha	12,800 千円 3,600 千円 5,300 千円 1,400 千円 1,060 千円 280 千円	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0		24,440 千円	2,000 円 1,000 円 200 円	3月	麦 大豆 大豆(フェロドイン剤)
D 3 1	農地流動化助成 (担い手への利用権設定助成)	幸田 21.0ha	630 千円	0	0		630 千円	3,000 円	3月	
2 1 1	転作作物作付助成 (2作奨励助成)	幸田 17.0ha	850 千円	0	0		850 千円	5,000 円	3月	

E 4 1	作業受委託助成 (条件不利地域作付支援助成)	岡崎 120.0ha	12,000 千円	0	0		12,000 千円	10,000 円	3月	
G 4 1	作業受委託助成 (麦品質向上対策助成)	岡崎 420.0ha 幸田 107.0ha	24,940 千円 6,398 千円	0	0		31,338 千円	6,000 円	3月	
G 4 1	作業受委託助成 (大豆安定供給対策助成)	岡崎 330.0ha 幸田 100.0ha	19,800 千円 6,000 千円	0	0		25,800 千円	6,000 円	3月	
G 1 1	転作物作付助成 (地域特例作物振興助成)	岡崎 17.0ha	2,040 千円	0	0		2,040 千円	10,000 円	3月	
7 D 3	協議会運営費		5,631 千円	0	0		5,631 千円		随時	謝金 140,000円 (出役報酬) 事務的経費 70,000円 (通信運搬費、 消耗品費、会議 費) 委託費 5,421,000円 ・米消費拡大事 業 (学校給食等) 米粉パン 3,416,000円

											白玉うどん 2,005,000円
	米価下落等の補てん (基本部分)	岡崎 440.0ha 幸田 102.2ha				21,686 千円		21,686 千円	4,000 円	3月	
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分					0	0			
		(前年度分)					0	0			
	計		474,495 千円	0	3,100 千円	21,686 千円	0	499,281 千円			

- (3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等
 (7) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（利用集積助成）
使途の分類 （記号番号）	3 3 1
具体的内容 〔支出の項目〕	集落単位でブロックローテーションなどによる集団的転作計画に基づき、団地内の麦、大豆、飼料作物、そばを担い手に全作業委託した場合、その作付面積に応じて、全作業委託を行った農業者に対して定額助成を行う。なお、団地内に担い手が自ら権原を有する水田に麦、大豆、飼料作物、そばを作付けた場合も、全作業委託したものとみなす。
効果	<p>① ブロックローテーションなどにより、水稻と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>② 各作物についても、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付けの目標達成に資する。</p> <p>③ 計画的なブロックローテーションの推進により、効率的な土地利用が図られ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 〔支出の対象〕	<p>○ 助成対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（6）その他の共通事項のアに記載されている助成対象者。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者。 <p>○ 対象水田 集落単位で全作業受委託契約による集団的な転作計画に基づく水田であり、地域水田農業ビジョンに掲げた技術要件が取組まれた水田。</p> <p>○ 対象作物 対象とする作物は、麦、大豆、飼料作物（牛に給与するものに限る。）、そばとする。</p> <p>また、通常の収穫を挙げるのに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>○ その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロックローテーションなど集団的転作計画を作成する。 ・ 同一ほ場で対象作物が2回以上作付けされる場合は、1回限り交付するものとする。 ・ 麦及びそばは共同調製施設を、大豆は地域水田農業ビジョンに定める共同調製施設又は担い手所有の調製施設を通じて出荷していること。 ・ 飼料作物については、関係する畜産農家と耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 ・ 対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）が行われていないこと。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。

<p>助成要件 (つづき)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出作水田の取扱については、本協議会の区域外の農地を、他協議会の担い手が全作業受委託により作付けした場合は、その当該地域協議会における担い手リスト掲載者で、かつ、当該地域水田農業ビジョンに基づき作付けされている助成水田であることが確認できた場合に助成する。
<p>確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作付面積の確認 公的資料との照合、現地確認及びほ場位置図 ○ 技術要件の確認 作業日誌、購入伝票等の写し及びほ場位置図 ○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻の作付けがおこなわれていないことについては、水稻共済細目書又は現地見回りによる。 ・ 現地見回り（確認時期：麦・飼料作物 5月、大豆・そば 11月、水稻 7月） ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全作業受委託契約書の写し及び集团的転作計画の写し ・ 飼料作物の利用供給計画の写し ・ 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リストの写し ・ 麦については農協共同調製施設の荷受一覧表、農協共同調整施設使用の大豆については利用料金明細書、個人所有の調製施設使用の大豆については作業日誌、そばについては農協ライスセンターの作業日誌各々の写し
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 麦、大豆、飼料作物、そばの作付け・・・・・・・・・・28,000円/10a
<p>単価調整の方法</p>	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組み（作業受委託助成（麦・大豆・飼料作物・そば作業賃助成）のうち担い手集積加算からの活用額は除く）から、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成（麦品質向上対策助成）に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（振興作物等作付け助成）
使途の分類 （記号番号）	7 1 1
具体的内容 〔支出の項目〕	「利用集積助成」の対象にならない振興作物等を作付けした場合、その作付面積に応じて作付けを行った農業者に対して定額助成を行う。
効果	<p>① 国が定める助成水田において、地域水田農業ビジョンに掲げた振興作物の作付け目標の達成及びその担い手を育成することにより、米の生産調整を推進し、水田農業構造改革対策の推進に寄与する。</p> <p>② 集団的転作地域以外においても耕作放棄地の発生を未然に防ぎ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 〔支出の対象〕	<p>○ 助成対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（6）その他の共通事項のアに記載されている助成対象者。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者又は全作業受託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。実際の耕作者が交付金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 ・ 「部会員の規模拡大及び新規に部会に加入する者への助成」または「新規に部会に加入する者への助成」の対象作物については、営農計画書とは別に「新規・規模拡大等届出書」（以下「届出書」という。）を提出した地域水田農業ビジョンで定める担い手を対象とする。 <p>○ 対象作物及び対象地域 対象とする作物及び地域は、地域水田農業ビジョンにおいて地域ごとに指定された、下記の作物とする。</p> <p>また、通常の収穫を挙げるのに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>麦、大豆、飼料作物、そば・・・・・・・・・・岡崎、幸田 （飼料作物は、牛に給与するものに限る。）</p> <p>しめ縄用青刈稲・・・・・・・・・・岡崎 いちご（苗場）・・・・・・・・・・岡崎 夏秋なす・・・・・・・・・・岡崎、幸田 自然薯・・・・・・・・・・岡崎 きく・・・・・・・・・・岡崎 レンゲ（地力増進）・・・・・・・・・・岡崎 景観作物・・・・・・・・・・岡崎、幸田 （景観作物は、コスモス、ヒマワリ、レンゲ、菜の花とする。ただし、耕作放棄地の解消に有効と協議会長が認める作物は、交付対象とする。）</p> <p>豆類、野菜、花き、花木、種苗類・・・・・・・・岡崎 ※岡崎地域のきくについては、系統販売されていること。</p>

<p>助成要件 (つづき)</p>	<p>[部会員の規模拡大及び新規に部会に加入する者への助成] いちご (本圃) 岡崎、幸田 夏秋なす 岡崎、幸田 いちじく 岡崎、幸田 (平成16年以降に植栽されたもの) ※初年度1回に限りその作付け面積に応じ助成する。</p> <p>[新規に部会に加入する者への助成] 自然薯 岡崎 ※初年度1回に限りその作付け面積に応じ助成する。</p> <p>○その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一ほ場で対象作物が2回以上作付けされた場合又は混作された場合は、単価の高いものにつき1回限り交付するものとする。 ・ 新規、規模拡大面積への交付は、作付面積による交付と重複して交付する。 ・ 飼料作物については、関係する畜産農家と耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 ・ 対象作物の収穫年度に水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)が行われていないこと。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・ 「利用集積助成」の取組とは、重複して交付しない。
<p>確認方法</p>	<p>○ 作付面積の確認 公的資料との照合、現地確認</p> <p>○ 新規に部会に加入する者の確認 いちご、夏秋なす、いちじく、自然薯部会員名簿、ほ場資料及び現地確認</p> <p>○ 届出書及び地域水田農業ビジョンで定める担い手の確認 ・ 岡額地域水田農業ビジョン、部会員名簿、新規・規模拡大等届出書</p> <p>○ いちご、夏秋なす、いちじく部会員の規模拡大の確認 ・ 新規・規模拡大等届出書、過去の作付け状況資料及び現地確認</p> <p>○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないこと。 ・ 水稻の作付けがおこなわれていないことについては、水稻共済細目書又は現地見回りによる。</p> <p>現地見回り(確認時期)</p> <p>4月: レンゲ、菜の花 5月: 麦、飼料作物 7月: 夏秋なす、いちじく、水稻 9月～10月: コスモス 7月～10月: 豆類、野菜、花き、花木、種苗類、ヒマワリ、しめ縄用青刈稲 11月: 大豆、そば、自然薯、いちご</p>

<p>確認方法 (つづき)</p>	<p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全作業受託等の場合、受委託契約書の写し ・きくの出荷台帳 ・飼料作物の利用供給計画の写し ・地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リストの写し
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<p>〔作物作付け助成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 麦、大豆、飼料作物、そば、しめ縄用青刈稲、いちご苗、夏秋なす、自然薯、レンゲ（地力増進）、景観作物、きくの作付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000円/10a ○ 豆類、野菜、花き、花木、種苗類・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円/10a <p>〔部会員の規模拡大及び新規に部会に加入する者への助成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いちご、夏秋なす、いちじく・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50,000円/10a <p>〔新規に部会に加入する者への助成〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然薯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50,000円/10a
<p>単価調整の方法</p>	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組み（作業受委託助成（麦・大豆・飼料作物・そば作業賃助成）のうち担い手集積加算からの活用額分は除く）から、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成（麦品質向上対策助成）に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>

助成金の使途の名称	作業受委託助成（麦・大豆・飼料作物・そば作業賃助成）【産地づくり特別加算事業分】
使途の分類 （記号番号）	G 4 1
具体的内容 〔支出の項目〕	担い手農家による麦、大豆、飼料作物又はそばの作付けに対し、全作業受託面積に応じて定額助成を行う。また、大豆の作付けに対しては、別に作付奨励助成を行う。なお、担い手が自ら権原を有する水田に麦、大豆、飼料作物又はそばを作付けた場合も、全作業受託したものとみなす。
効果	<p>① 地域水田農業ビジョンに定める技術要件を地域で統一的に実施することにより、実需者ニーズに応えられる良質な麦、大豆、そばの生産を行い、水田営農における担い手育成に資する。</p> <p>② 飼料作物については、自給飼料に立脚した畜産経営への転換と、水田における稲作経営と連携した飼料作物の生産に資する。</p> <p>③ 大豆の品質向上による販売先の新規開拓、生産拡大に資する。</p> <p>④ ブロックローテーションなどにより、麦、大豆、飼料作物、そばを全作業受託により作付けすることで、米の計画的な生産調整に資する。</p>
助成要件 〔支出の対象〕	<p>○ 助成対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（6）その他の共通事項のアに記載されている助成対象者。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者又は全作業受託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。実際の耕作者が交付金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 ・ 地域水田農業ビジョンに明記された担い手であること。 <p>○ 対象水田 集落単位で全作業受委託契約による集団的な転作計画に基づく水田であり、地域水田農業ビジョンに掲げた技術要件が取組まれた水田。</p> <p>○ 対象作物 対象とする作物は、麦、大豆、飼料作物（牛に給与するものに限る。）、そばとする。 また、通常の収穫を挙げるのに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>○ その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦、大豆及びそばについては、地域水田農業ビジョンに掲げた技術要件を実施し、麦及びそばは共同調製施設を、大豆は地域水田農業ビジョンに定める共同調製施設又は担い手所有の調製施設を利用していること。 ・ 飼料作物については、関係する畜産農家と耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 ・ 対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第

<p>助成要件 (つづき)</p>	<p>6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。)が行われていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一ほ場で対象作物が2回以上作付けされた場合は、1回に限り交付するものとする。ただし、大豆の作付奨励助成は別に交付できるものとする。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。
<p>確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作付面積の確認 公的資料との照合、現地確認及びほ場位置図 ○ 技術要件の確認 作業日誌、伝票等の写し及びほ場位置図 ○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻の作付けがおこなわれていないことについては、水稻共済細目書又は現地見回りによる。 ・ 地見回り（確認時期：麦・飼料作物 5月、大豆・そば 11月、水稻 7月） ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全作業受委託契約書の写し及び集团的転作計画の写し ・ 飼料作物の利用供給計画の写し ・ 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リストの写し ・ 麦については農協共同調製施設の荷受一覧表、農協共同調整施設使用の大豆については利用料金明細書、個人所有の調製施設使用の大豆については作業日誌、そばについては農協ライスセンターの作業日誌各々の写し
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 麦、大豆、飼料作物、そばの作付け・・・12,000円/10a ○ 大豆作付奨励・・・3,000円/10a
<p>単価調整の方法</p>	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組みから、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の使途（ただし、担い手集積加算からの活用額分は、(地域特例作物振興助成)以外の転作作物作付助成及び協議会運営費を除く)に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成(麦品質向上対策助成)に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（利用集積形成対策加算）
使途の分類 （記号番号）	7 1 1
具体的内容 〔支出の項目〕	集团的転作計画を維持していくために、麦、大豆、飼料作物の団地的作付けに合意し、担い手に全作業委託した農業者に対して、その作付面積に応じて助成を行う。なお、団地内に担い手が自ら権原を有する水田に麦、大豆、飼料作物作付けた場合も、全作業委託したものとみなす。
効果	<p>① 集团的転作計画により、水稻と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進とともに、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p> <p>② 各作物についても、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付けの目標達成に資する。</p> <p>③ 安定したブロックローテーションの維持により、計画的な米、麦、大豆、飼料作物の生産が可能となり、水田農業の経営の安定による担い手育成に資する。</p>
助成要件 〔支出の対象〕	<p>○ 助成対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（6）その他の共通事項のアに記載されている助成対象者。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者。 <p>○ 対象水田 集落単位で全作業受委託契約による集团的な転作計画に基づく水田であり、地域水田農業ビジョンに掲げた技術要件が取組まれた水田。</p> <p>○ 対象作物及び対象地域 対象とする作物及び地域は、幸田地域における麦、大豆、飼料作物（牛に給与するものに限る。）とする。 また、通常の収穫を挙げるのに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>○ その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロックローテーションなど集团的転作計画を作成する。 ・ 同一ほ場で対象作物が2回以上作付けされる場合は、1回限り交付するものとする。 ・ 対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）が行われていないこと。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・ 麦は共同調製施設を、大豆は共同調製施設又は地域水田農業ビジョンに定める担い手所有の調製施設を利用していること。 ・ 飼料作物については、関係する畜産農家と耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 ・ 出作水田の取扱については、本協議会の区域外の農地を、他協議会に属す

<p>助成要件 (つづき)</p>	<p>る担い手が全作業受委託により作付けした場合は、その当該他協議会における担い手リスト掲載者で、かつ、当該他地域水田農業ビジョンに基づき作付けされている助成水田であることが確認できた場合に助成する。</p>
<p>確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作付面積の確認 公的資料との照合、現地確認及びほ場位置図 ○ 技術要件の確認 作業日誌、購入伝票等の写し及びほ場位置図 ○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻の作付けがおこなわれていないことについては、水稻共済細目書又は現地見回りによる。 現地見回り（確認時期：麦・飼料作物 5月、大豆 11月、水稻 7月） ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全作業受委託契約書の写し及び集团的転作計画の写し ・ 飼料作物の利用供給計画の写し ・ 出作水田について、助成要件を満たす場合であるかの確認 ・ 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リストの写し ・ 麦については農協共同調製施設の荷受一覧表、農協共同調整施設使用の大豆については利用料金明細書、個人所有の調製施設使用の大豆については作業日誌各々の写し
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<p>○麦、大豆、飼料作物の作付け基本額・・・・・・・・・・ 3,000円/10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組み（作業受委託助成（麦・大豆・飼料作物・そば作業賃助成）のうち担い手集積加算からの活用額分は除く）から、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成（麦品質向上対策助成）に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>

助成金の使途の名称	高品質化等助成（病害虫防除対策助成）
使途の分類 （記号番号）	F 9 1
具体的内容 〔支出の項目〕	適期の麦・大豆病害虫防除技術の普及のため、地域水田農業ビジョンで定める基準に従い薬剤防除を実施した場合に、防除面積に応じて定額を担い手に助成する。
効果	① 適期に統一的な病害虫技術を実施することにより、担い手による優良な麦・大豆の増産に資する。 ② 実需者ニーズに応えられる良質な麦・大豆の生産により、水田営農における担い手育成に資する。
助成要件 〔支出の対象〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成対象者 次の全てを満たす者。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（6）その他の共通事項のアに記載されている助成対象者。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者又は全作業受託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。実際の耕作者が交付金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 ・ 地域水田農業ビジョンに明記された担い手であること。 ○ 対象水田 集落単位で全作業受委託による転作計画に基づき、地域水田農業ビジョンに掲げた技術要件を実施した水田。 ○ 対象作物 対象とする作物は麦及び大豆とする。 また、通常の収穫を挙げるのに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 ○ 防除の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県農業改良普及課の指導により、麦は適期赤かび病予防防除を、大豆は適期ハスモンヨトウ防除を、無人ヘリを使用して行うものとする。また、大豆については、フェロモントラップによるハスモンヨトウ防除も行うこととする。 ○ その他の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦は共同調製施設を、大豆は地域水田農業ビジョンに定める共同調製施設又は担い手所有の調製施設を利用していること。
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作付面積の確認 公的資料との照合、現地確認 ○ 技術要件の確認

<p>確認方法 (つづき)</p>	<p>作業日誌、伝票等の写し及び現地確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現地見回り（確認時期：麦 4月、大豆 8月～9月） ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・全作業受委託契約書の写し及び集团的麦・大豆作付け計画書の写し ・地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リストの写し ・麦については農協共同調製施設の荷受一覧表、農協共同調整施設使用の大豆については利用料金明細書、個人所有の調製施設使用の大豆については作業日誌各々の写し
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 麦の適期病害虫防除技術実施面積 無人ヘリ防除・・・・・・・・・・・・・・・・・・20,000円／1ha ○ 大豆の適期病害虫防除技術実施面積 無人ヘリ防除・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円／1ha フェロモントラップ防除・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,000円／1ha
<p>単価調整の方法</p>	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組みから、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成（麦品質向上対策助成）に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>

助成金の使途の名称	農地流動化助成（担い手への利用権設定助成）
使途の分類 （記号番号）	D 3 1
具体的内容 〔支出の項目〕	集落の取りまとめにより、水田の地権者と担い手農家との間で結ばれる1年以上の利用権設定に対し、その設定年度又は更新年度に、担い手に対しその契約面積に応じて定額助成を行う。
効果	集落の取りまとめにより、作業効率の良い面的にまとまった水田が担い手に集積できる。
助成要件 〔支出の対象〕	<p>○ 助成対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（6）その他の共通事項のアに記載されている助成対象者。 ・ 地域水田農業ビジョンで定める担い手。 <p>○ 対象水田 幸田町に属する水田で、集落の取りまとめにより1年以上の利用権設定がなされた国が定める助成水田。</p> <p>○ その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の農家の合意形成に基づく、集落の代表者からの申し出によるもの。 ・ 当該年度の、6月15日までに公告されたもの。
確認方法	<p>○対象水田の確認 公的資料との照合</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「担い手への利用権設定助成」に係る集落主任生産組合長、担い手組織の代表者間での覚書の写し ・ 利用権設定に係る契約書の写し ・ 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リストの写し
助成水準 〔積算根拠〕 （助成額の算定方法）	○利用権設定された水田の田本地面積・・・・・・・・・・ 3,000円／10a
単価調整の方法	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組みから、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成（麦品質向上対策助成）に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（2作奨励助成）
使途の分類 （記号番号）	211
具体的内容 〔支出の項目〕	<p>集落単位でブロックローテーションによる集団的転作計画に基づき麦、飼料作物を作付した利用集積（転作団地）団地内で、麦収穫後に2作目として豆類、野菜、種苗類を作付け・収穫した耕作者に対し、その面積に応じ定額助成を行う。</p> <p>また、利用集積（転作団地）団地内で、地域水田農業ビジョンに定める担い手が飼料作物を2作作付けした場合又は、麦収穫後の水田に2作目として飼料作物又は稲発酵粗飼料を作付けした場合は、その面積に応じ定額助成を行う。</p>
効果	<p>① 麦収穫後に大豆又は野菜など転作助成作物を作付けすることにより、その産地づくりを進めるとともに、効率的な土地利用と地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p> <p>② 飼料作物については、自給飼料に立脚した畜産経営への転換と、水田における稲作経営と連携した飼料作物の増産に資する。</p>
助成要件 〔支出の対象〕	<p>○ 助成対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（6）その他の共通事項のAに記載されている助成対象者。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者又は全作業受託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。実際の耕作者が交付金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 <p>上記要件を満たす実際の耕作者で、2作目作付け希望の営農計画書又は届出書を届け出た農業者とする。ただし、「麦、大豆、飼料作物、そば作業賃助成」を受けた地域水田農業ビジョンに定める担い手（飼料作物の担い手を除く）を除く。</p> <p>○ 対象水田 集落単位でブロックローテーションによる集団的転作計画に基づき麦、大豆、飼料作物を作付した利用集積（転作団地）団地内の水田。</p> <p>○ 対象作物及び対象地域 対象とする作物及び地域は、幸田地域における下記の作物とする。</p> <p>また、通常の収穫を挙げるのに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豆類、野菜、種苗類 ・ 飼料作物及び稲発酵粗飼料（地域水田農業ビジョンに定める担い手が作付けした場合に限る） ・ 飼料作物は、牛に給与するものに限る。 ・ 稲発酵粗飼料は、国産粗飼料増産緊急対策事業の対象になったものに限る。 <p>○ その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料作物以外は、麦収穫時期までに2作目作付け希望の営農計画書が、協

<p>助成要件 (つづき)</p>	<p>議長あて届け出されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料作物については、関係する畜産農家と耕種農家により利用供給計画が作成されていること。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。
<p>確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作付面積の確認 公的資料との照合、現地確認、2作目作付け希望の営農計画書又は届出書 ○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻の作付けがおこなわれていないことについては、水稻共済細目書又は現地見回りによる。 ・ 現地見回り（確認時期） (1作目) 5月：麦、飼料作物 (2作目) 8月：夏野菜、豆類、種苗類 10月：秋冬野菜、豆類、種苗類、飼料作物、稲発酵粗飼料 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成要件を満たす地域水田農業ビジョンに明記された担い手であること。 ・ 集団的転作計画の写し ・ 飼料作物の利用供給計画の写し ・ 稲発酵粗飼料は、国産粗飼料増産緊急対策事業の実績報告書の写し。 ・ 全作業受託等の場合、受委託契約書の写し
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○豆類、野菜、種苗類・・・・・・・・・・5,000円／10a ○飼料作物、稲発酵粗飼料・・・・・・・・5,000円／10a（飼料作物担い手）
<p>単価調整の方法</p>	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組み（作業受委託助成（麦・大豆・飼料作物・そば作業賃助成）のうち担い手集積加算からの活用額は除く）から、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成（麦品質向上対策助成）に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>

助成金の使途の名称	作業受委託助成（条件不利地域作付支援助成）
使途の分類 （記号番号）	E 4 1
具体的内容 〔支出の項目〕	条件不利地域における、担い手農家による麦、大豆又はそばの作付けに対し、全作業受託面積に応じて定額助成を行う。なお、当該地域において担い手が自ら権原を有する水田に麦、大豆又はそばを作付けた場合も、全作業受託したものとみなす。
効果	ブロックローテーション等に不向きな条件不利地域においても、麦、大豆、そばを全作業受託により作付けすることで、米の計画的な生産調整・水田営農における担い手育成に資する。
助成要件 〔支出の対象〕	<p>○ 助成対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（6）その他の共通事項のアに記載されている助成対象者。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者又は全作業受託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。実際の耕作者が交付金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 ・ 地域水田農業ビジョンに明記された担い手であること。 <p>○ 対象水田 集落単位で全作業受委託契約による集団的な転作計画に基づく水田であり、かつ、岡崎額田地区広域事務組合が定める、水稻共済細目書の収量等級が10等級から12等級以下である水田</p> <p>○ 対象作物 対象とする作物は、麦、大豆、そばとする。 また、通常の収穫を挙げるのに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>○ その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）が行われていないこと。 ・ 同一ほ場で対象作物が2回以上作付けされた場合は、1回に限り交付するものとする。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。
確認方法	<p>○ 条件不利地域の確認 岡崎額田地区広域事務組合の収量等級一覧書の写し</p> <p>○ 作付面積の確認 公的資料との照合、現地確認及びほ場位置図</p> <p>○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行わ</p>

<p>確認方法 (つづき)</p>	<p>れていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲の作付けがおこなわれていないことについては、水稲共済細目書又は現地見回りによる。 ・ 現地見回り（確認時期：麦 5月、大豆・そば 11月、水稲 7月） <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全作業受委託契約書の写し及び集团的転作計画の写し ・ 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リストの写し
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<p>○ 麦、大豆、そばの作付け・・・・・・・・10,000円/10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組みから、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成（麦品質向上対策助成）に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>

助成金の使途の名称	作業受委託助成（麦品質向上対策助成）
使途の分類 （記号番号）	G 4 1
具体的内容 〔支出の項目〕	担い手農家が作付し、収穫した麦に対し、全作業受託面積のうち品質等要件をクリアした面積に対する率に応じて助成を行う。なお、担い手が自ら権原を有する水田に麦を作付けた場合も、全作業受託したものとみなす。
効果	<p>① 地域水田農業ビジョンに定める技術要件を地域で統一的に実施することにより、実需者ニーズに応えられる良質な麦の生産を行い、水田営農における担い手育成に資する。</p> <p>② ブロックローテーションなどにより、麦を全作業受託により作付けすることで、米の計画的な生産調整に資する。</p>
助成要件 〔支出の対象〕	<p>○ 助成対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（6）その他の共通事項のアに記載されている助成対象者。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者又は全作業受託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。実際の耕作者が交付金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 ・ 地域水田農業ビジョンに明記された担い手であること。 <p>○ 対象水田 集落単位で全作業受委託契約による集団的な転作計画に基づく水田であり、地域水田農業ビジョンに掲げた技術要件が取組まれた水田。</p> <p>○ 対象作物 対象とする作物は、麦とする。 また、通常の収穫を挙げるのに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>○ 品質等要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物検査法に規定された麦の品位検査を受検した麦であること。 ・ 普通小麦1等から2等であること。 <p>○ その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）が行われていないこと。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。
確認方法	<p>○ 技術要件の確認 作業日誌、伝票等の写し及び現地確認</p> <p>○ 等級の確認 農産物検査結果に基づく等級伝票</p> <p>○ 作付面積の確認</p>

<p>確認方法 (つづき)</p>	<p>公的資料との照合、現地確認及びほ場位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻の作付けがおこなわれていないことについては、水稻共済細目書又は現地見回りによる。 ・ 現地見回り（確認時期：麦 5月、水稻 7月） ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全作業受委託契約書の写し及び集团的転作計画の写し ・ 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リストの写し
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 麦の作付け・・・・・・・・品質等要件クリア率×6,000円以内/10a <p>※品質要件クリア率=品質等クリア数量÷全出荷量</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組みから、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、他の使途において不足が生じる場合は、本使途から不足分を流用し、本使途は次式により単価調整を行うものとする。</p> <p>調整後の単価 = 6,000円 - (不足額 / 麦品質向上対策対象面積)</p>

助成金の使途の名称	作業受委託助成（大豆安定供給対策助成）
使途の分類 （記号番号）	G 4 1
具体的内容 〔支出の項目〕	担い手農家による大豆の作付けに対し、契約登録面積に応じて助成を行う。
効果	<p>① 実需者ニーズに応えられる良質な大豆の生産を行い、水田営農における担い手育成に資する。</p> <p>② 実需者からの大豆の安定供給の要望に答える作付けに資する。</p> <p>③ ブロックローテーションなどにより、大豆を全作業受託により作付けすることで、米の計画的な生産調整に資する。</p>
助成要件 〔支出の対象〕	<p>○ 助成対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項（6）その他の共通事項のアに記載されている助成対象者。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている者又は全作業受託等により下記の対象作物の作付けに係る作業を実施している実際の耕作者。実際の耕作者が交付金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 ・ 地域水田農業ビジョンに明記された担い手であること。 <p>○ 対象水田 契約栽培された水田であること。</p> <p>○ 対象作物 対象とする作物は、大豆とする。 また、通常の収穫を挙げるのに必要な栽植密度があると同時に、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>○ その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象作物の収穫年度に水稲の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く。）が行われていないこと。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。
確認方法	<p>○ 契約栽培の確認 契約栽培登録書の写し</p> <p>○ 作付面積の確認 公的資料との照合、現地確認及びほ場位置図</p> <p>○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稲の作付けが行われていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲の作付けがおこなわれていないことについては、水稲共済細目書又は現地見回りによる。 ・ 現地見回り（確認時期：大豆 11月、水稲 7月）

	<p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リストの写し
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<p>○ 大豆の作付け・・・・・・・・・・6,000円/10a</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組みから、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成（麦品質向上対策助成）に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>

助成金の使途の名称	転作作物作付助成(地域特例作物振興助成)
使途の分類 (記号番号)	G 1 1
具体的内容	当該年度に水田 1 枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	地域水田農業ビジョンに振興作物として位置付けており、そばの生産・販売を振興することにより農業者等の経営改善に資することができる。
助成の要件	<p>○ 助成対象者</p> <p>次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項 (6) その他の共通事項のアに記載されている助成対象者。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて対象作物を作付けしている者又は全作業受委託等により対象作物に係る作業を実施している実際の耕作者。実際の耕作者が交付金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 ・ 地域水田農業ビジョンに定める担い手であること。 <p>○ その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第 6 の 2 に定めるところにより生産確定数量の外数として扱われるものを除く)を行わない水田 1 枚を単位として、そばが作付けされていること。 ・ 通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。
確認方法	<p>○ 作付面積の確認</p> <p>公的資料との照合、現地確認等</p> <p>○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻の作付けがおこなわれていないことについては、水稻共済細目書又は現地見回りによる。 <p>現地見回り(確認時期: そば 1 1 月、水稻 7 月)</p> <p>○ その他の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全作業受託契約書の写し ・ 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リストの写し
助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)	○ 1 0 a 当たり 1 2,0 0 0 円
単価調整の方法	<p>作付実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組みから、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、作付実績により、余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成(麦品質向上対策助成)に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7D3
具体的内容 〔支出の項目〕	岡額地域水田農業推進協議会の総会及び幹事会の運営又はその事務に係る謝金、事務等経費及び委託費、岡額地域水田農業推進協議会が行う米消費拡大事業に係る事務等経費及び委託費について助成する。
効果	協議会運営費を活用することにより、交付金の使途の範囲の全ての使途の適正な助成金の交付と、地域の特性を活かした産地づくりの広域での取組み推進に資すると共に、その地域水田農業ビジョンの進行管理等効率的な協議会運営の適正な執行に資する。
助成要件 〔支出の対象〕	〔協議会運営費〕 ○ 謝金 会員の出役に対する報償費 ○ 事務等経費 協議会事務に係る消耗品費、通信運搬費及び会議費 ○ 委託費 米等の消費拡大事業の実施に係る委託費
確認方法	○ 謝金 : 会議開催通知、議事録、出席者名簿、謝金の支払明細書、 受領書 ○ 事務等経費 : 会議開催通知、議事録、出席者名簿、支払証明書、領収書 納品書 ○ 委託費 : 委託契約書、実績報告書
助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)	○ 謝金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140.0千円 ・協議会への出役報酬 2回×20名×3,500円 ○ 事務等経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70.0千円 ・会議費 弁当、飲物代 協議会2回×24名×1,000円 飲物代 幹事会2回×10名× 400円 ・消耗品費 ファイル、用紙、筆記用具など概算 10,000円 ・通信運搬費 協議会開催通知など切手代の概算 4,000円 ○ 委託費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,421.0千円 ・米消費拡大事業(学校給食等提供) 米粉パン生産委託費 80円×42,700個=3,416,000円 白玉うどん生産委託費 50円×40,100個=2,005,000円
単価調整の方法	運営実績により、助成予定額を超過した場合は、他の取り組み(作業受委託助成(麦・大豆・飼料作物・そば作業賃助成)のうち担い手集積加算からの活用額

	<p>分は除く) から、流用を受けて支払うことができるものとする。</p> <p>また、運営実績により、余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、作業受委託助成 (麦品質向上対策助成) に記載する「単価調整の方法」により助成単価を調整し、不足分を交付するものとする。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落助成（担い手以外の米価下落対策）
助成要件	<p>○助成対象者 共通事項の（６）その他共通事項のアに記載されている助成対象者のうち、本年産の主食用水稻の作付を行っている者で、品目横断的経営安定対策に加入していない者。</p> <p>○助成水田 共通事項の（２）助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田。</p>
確認方法	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通事項の（３）及び（４）により確認 ・ 品目横断的経営安定対策未加入については、東海農政局からの情報により確認。 <p>○助成水田 共通事項の（２）により確認</p>
助成水準	<p>○１０aあたりの助成額</p> <p>4,000円</p>
基準収入及び当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額</p> <p>① 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村（以下「市町村」という。）ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。</p> <p>② ①の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量については、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収（農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領（平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知）第6の4の(3)のイの(i)で算出される市町村別の標準単収）とする。</p> <p>③ ②の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター（以下「センター」という。）が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引（平成17年以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。）又は特定取引（平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。）のうち早場米を対象として行う取引（以下「早期米取引」という。）が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。）について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。）とする。 ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p>

	<p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法 当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の②及び③に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)</p>	<p>○補てん単価の算出方法</p> <p>① (基準収入－当年産収入) × 0.9 が、助成水準を上回る場合は、助成水準を補てん価格とする。 (基準収入－当年産収入) × 0.9 が、助成水準を下回る場合は、これにより算出した単価を補てん単価とする。</p> <p>② 営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積を a 換算したものに 10 a 当たりの補てん単価を乗じることにより算出する。なお、対象面積に 0.1 a 未満の端数があるときは、四捨五入の方法によりこれを整理する。</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>○本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)</p> <p>上記計算により円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。</p>

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への 需要量に関する情報		市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要 量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正	
岡崎市	8,249	8,249	
幸田町	2,597	2,597	
合 計		10,846	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への 需要量に関する情報		第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の 需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正	
10,846		10,846	